



秋の夜長、藤井神社祭礼も近づき、夜な夜な子ども囃子や三番叟の練習の音が聴こえてきます。それもまた、このまちの風物詩。地域の人たちが一体となり、五穀豊穡を祝う伝統は、ずっと守っていききたいものです。今回は初イベント「里山探検」の報告と、区画整理の最新情報を中心にお伝えします。

私たちのまちは、こんなまち

9/19
(月・祝)

歩いて見つける、まちの魅力。

平子里山探検と青空カフェ、開催!

今回は趣向を変えて「里山探検」。ヒメボタルの生息地や、レンガ造りの用水路、県指定文化財「藤井宮御酒瓶子」出土地、高根山撓曲などを見て回りました。子どもたちは「探検隊」としていきものを発見。シールラリーで大盛り上がりでした。



歩いた後は、お茶とお菓子でホッ!

里山の記録、はじめました!

このまちの全貌や自然を記録に残そうと定点観測をスタート。下記2点を記録し、次代に残すとともに、自然環境を知るきっかけにと考えています。観測データは追々ご報告します!

- ・月一回、各会員が、同じ場所、同じ時間帯で風景写真を撮る。
- ・毎月、各会員が、生息する草花、昆虫、鳥などを白地図に記録する。

たかねやまとうきよく

高根山撓曲(活断層)をご存じですか?

今年4月に発生した熊本地震は、1995年の阪神淡路大震災と同じ、典型的な内陸活断層の地震です。活断層とは「地震の震源として過去から繰り返し活動し、将来再び地震を起こす可能性のある地殻のズレ」のことです。さて、私たちの住む横根町にも「猿投-境川断層」という活断層があるをご存じですか。そしてその南西部にあるのが「高根山撓曲」。以下、その詳細です。(愛知県の調査の結果、高根山撓曲は猿投-境川断層帯の一部とされています)

- ・猿投-境川断層の最新活動時期は約11,800年前である可能性が高い。
- ・活動間隔は約1.4~3.4万年程度と推定される。
- ・活動間隔が相当長い為、仮に間隔が約1.4万年であったとしても、近い将来に地震が発生する可能性が高いとは思われないが、1.4万年という値には誤差もある為、安全とは言い切れず注意を怠ることはできない。

(ちなみに、熊本地震の原因「布田川断層帯」も、今後30年以内に地震発生する可能性があるやや高いグループという評価だったそうです)

アメリカ・カリフォルニア州には「活断層地震の防災のための法律=活断層法」があり、要約すると「人間が宅地を建てようとする時、地質調査をして活断層があった場合、活断層の両側15メートルには建築制限を設ける」としています。

万が一の時に取り返しがつかないような事態を避けるためにも、私たちは活断層の位置を詳しく知り、地震が起きた時の被害想定をしっかりとっておかなければいけないと思います。*撓曲・・・地下に断層があっても上部地層が柔らかいため、地表では地層がゆるやかにたわんでみえる地形

「猿投-境川断層」は、豊田市と瀬戸市にまたがる猿投山から三好、東郷、豊明、大府市内を通る活断層。豊明、大府あたりに「高根山撓曲」があり、北崎(高根山)-神田小学校付近-北尾-横根-中央町を通ります。詳しく知りたい方は、ぜひ「愛知県活断層アトラス」で検索してみてください。

大府東高校に続く道沿いの遺地(写真右端)にある「御酒瓶子」出土地にて。



まちづくりは、今

シリーズ区画整理⑦

区画整理、最新情報。

大府横根平子土地区画整理組合設立準備委員会によってすすめられてきた区画整理事業計画は、2016年4月、「事業計画(案)、定款(案)」について地権者の85%以上の同意(本同意)を得て、すすめられる方向となりました。その後は、準備委員会が知事へ「設立認可申請」を提出、縦覧開始となります。

まずは、

縦覧に行きましょう! 10月4日(火)~10月17日(月)@大府市役所

土日、祝日含む 8:30~17:15(水曜日は~19:15) 都市計画課

「おおぶ広報」10月1日号に、横根平子土地区画整理事業の「事業計画(案)」縦覧の日程等が掲載されました。この区画整理がこのまちの皆さんにとって「魅力あるまちづくり」になるかどうか、縦覧に出かけましょう。

Q:縦覧(じゅうらん)って何?

A:辞書によると「自由に見ること。思うままに見てまわること」。今回の縦覧は、「事業計画」(区画整理の予定や大まかな設計図のようなもの)についての資料を見ることができます。

Q:誰が縦覧できるの?

A:「地権者」「区画整理計画地区に隣接する住民」、その他「誰でも」です。

Q:縦覧する必要があるの?

A:縦覧した誰もが、区画整理について理解を深めることができます。また、利害関係者は、愛知県知事に意見書を提出できます。(提出期間は10月4日(火)~10月31日(月))
*利害関係者…区画整理に関係ある人。地権者も含まれます。

誰でも縦覧できます!

利害関係者はこの事業計画を縦覧し、意見書を提出することができます。(土地区画整理法20条の2)

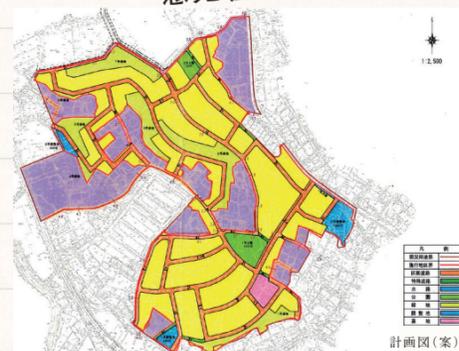
誰でも、知事(愛知県建設部都市整備課)へ意見書を提出できます!

その後の流れは、

知事への意見書提出

例えば、このような意見が提出されることが予想されます。

- ・保育園候補地の液状化について
- ・調整池について
- ・貴重なヒメボタルの保護
- ・資金計画について
- ・交通の問題
- ・自然災害への対応



知事の審査

※この間、設立認可はされません

- ・意見書採択→「事業計画の修正命令」が出され、準備委員会は再度事業計画を検討。
- ・意見書不採択→知事はその旨を意見書提出者に通知。その後、設立認可。

設立が認可されると組合が設立され区画整理が始まります。

私たちの会は、今後も考えます。

区画整理をきっかけにまちを見つめ、よりよいまちは?を考えてきた私たちの会では、今回の本同意(区画整理が行われることの決定)を経て、改めて考えをまとめました。活動は常に手探りですが「まちを愛し、暮らしやすく気持ちいいまちづくり」を追求する姿勢は変わりません。今後も、様々な方たちと考えを深めながら、活動を続けていきたいと思ひます。

- ★ヒメボタルを守る。 ★今のまちを観察し、記録する。
- ★安心、安全で暮らしやすいまちになるように要望を届ける。

●区画整理に対する疑問・質問等ある方は、お気軽にご相談ください。お力になれるかもしれません。

問い合わせ先
横根町平子

鷹羽 0562-46-4380
加納 0562-47-2595

<http://yokonehirako.jimdo.com/>

横根平子のまちづくりを考える会

検索

ブログも更新中!